

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-93  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 人事院と人事委が公務員法違反のボーナス減額勧告

### 与党国会議員が人事院に政治的圧力

#### 夏季一時金の0.2月凍結を勧告

茨城県人事委員会は5月15日、6月のボーナスのうち0.2月分を「凍結」すべきとする勧告をおこなった。

2.15か月分だった夏のボーナスのうち、1.95か月分だけ支給し、差し引き0.2月分は留保しておく、10月に最終的な扱いを勧告するというものである。もちろんあとで支給することにはならず、このおよそ10%がそっくりそのまま減額になるだろう。冬のボーナスでのさらなる減額も予想される。

#### さきに人事院が凍結を勧告

この県人事委員会の勧告は、5月1日の、国家公務員給与に関する人事院勧告（6月のボーナスの0.2か月分の「凍結」）にならったものである。まず人事院勧告について見てゆく。

人事院は従来、5月に民間給与の実態調査を開始し、8月中旬に国会および内閣に対して国家公務員の基本給額やボーナスの月数その他について勧告をおこなってきた。今回の6月のボー

ナスの「一部凍結」に関する勧告は、この従来の手続きと異なる異例のものであるが、内容もきわめて異常なものである。

すなわち、今回の勧告に先立つ調査は4月7日から24日までのわずか2週間あまりの短期間に、恣意的に「抽出」した2700社を対象におこなわれたが、すでにボーナス額を決定済みの企業は従業員5000人以上の大企業でも半数以下に過ぎず、回答があったのは全国でもわずか340社であった。職種による格差も大きく、製造業では昨年に比べて大きく下落しているが、金融業、保険業等ではマイナス1.4%で、製造業を除く産業全体ではマイナス6.0%にとどまっている。

ここから、人事院は次のとおり結論した。

「現時点において、民間の夏季一時金が大きく減少していることを踏まえた措置が必要ではあるものの、本年の夏季一時金の全体状況を精確に把握することができないことから、本院としては、今回の調査により明らかになった民間の状況を反映させるため、暫定的な

措置として6月期の特別給の支給月数の一部を凍結することが適当と考える。」

([www.jinji.go.jp/kankoku/h21may/pdf/houkoku.pdf](http://www.jinji.go.jp/kankoku/h21may/pdf/houkoku.pdf))

「全体状況を精確に把握することができない」にもかかわらず、「今回の調査により明らかになった民間の状況を反映させる」と強弁して「一部凍結」を結論づけるのである。これを、たんに支離滅裂なものとして片付けるべきではない。

不十分な調査方法とはいえ明らかになったのは、民間のボーナス額は全体としては未だ決定していないという事実であって、今回の「一部凍結」勧告にはなんら根拠がないことをあえて明言したと解釈すべきである。

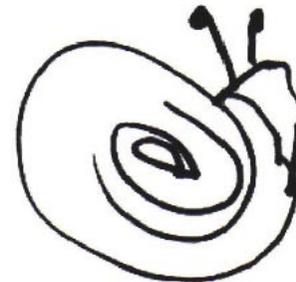
#### 与党議員が不当な政治的圧力

つぎは、与党・自由民主党の葉梨康弘議員（衆議院議員・茨城3区選出）のウェブサイトでの言明である。

「私は、この2月に、自民党内に公務員給与に関する検討プロジェクトチームを立ち上げ、さらに3月には、これを与党プロジェク

# 全国障害者問題研究会 第43回全国大会 茨城2009

8月8日（土曜）～9日（日曜） 会場：筑波大学（つくば市）



全国障害者問題研究会（全障研）は、障害者の権利を守り、発達を保障するための研究運動をすすめるため、1967年に結成された民間の研究団体です。

全障研は、すべての障害者の人間としての尊厳がまもられ、社会の主人公として豊かに生きていける社会を実現するための学習・研究活動をおこなっています。

各都道府県に支部があり、障害者・父母・教員・施設職員・学生などさまざまな立場の3000人以上の会員が活動しています。

#### 今年の夏、つくば市で全国大会

全国大会は、毎年全国各地から2000人以上が集い、50以上の分科会・講座で、様々なライフサイクルに応じた障害児教育・障害者福祉に関する実践・研究報告が行われます。

トチームに衣替えし、民間の動向とあわせ、国家公務員の夏季ボーナスを概算的に減額する議員立法を検討してきた。ただ、私はもともと、本来ならば、政府が迅速に対応し、政府提案で、公務員のボーナスを減額すべきという立場だが、人事院による民間給与調査等には、やはり、手間と時間がかかるのも事実。そこで、間に合わないときのことを

考え、我々は、議員立法の準備を並行して進めてきたが、人事院も作業を急ぎ、何とか政府提案の法律提出が間に合うギリギリのタイミングでの勧告となった。」([www.hanashiyasuhiro.com/modules/news/article.php?storyid=189](http://www.hanashiyasuhiro.com/modules/news/article.php?storyid=189))

文中の「政府が迅速に対応し」とか「政府提案で」というのは、人事院勧告制度によって対処するという意味である。葉梨議員

「不登校を考える」「軽度発達障害」「就学、就職問題」「障害者福祉の問題」などなど、生徒との関係をつくるうえで大切な情報や実践について学ぶことができます。障害児学校の教職員はもちろん、高等学校の教職員の皆さんの参加もお待ちしております。

#### ボランティアをしてみませんか

2000人以上が集う大会です。大会成功のためには、多くの方の協力が必要です。〈障害を持った子ども保育〉、障害を持った仲間との活動、受付係、案内係など、2日間で300人以上のボランティアが必要です。

子どもたちと遊んでみたい方も、受付など裏方ならできるといふ方も、ぜひご協力をお願いします。

大会参加、ボランティアの申し込みは、茨城高教組書記局まで

はそれでは「手間と時間がかかる」ので、「間に合わないときのことを考え」、議院立法の準備をしたというのである。

「国の唯一の立法機関」（憲法第41条）である国会は、政府提出法案の審議だけしていればよいというのではない。議員たるものが議員立法を積極的にこころみるのはたいへん結構なことである。

しかし、それならばまず、現行の国家公務員法第3条を改正

する議員立法をおこない、人事院を廃止する必要がある。もちろん、争議行為等の禁止条項（国家公務員法第98条）を廃止する議員立法も不可欠である。人事院制度は、憲法の保証する労働基本権を剥奪することの「代償措置」ということになっているのであるから。

それらをいっさいおこなわず、いきなり給与減額法の議員立法の準備をするというのは、与党の国会議員が国家公務員法の規定を無視し、わが国の公務員制度の根幹を蹂躪する行動を取っていることになる。葉梨議員の言動は混乱しており、法的妥当性を欠く。一連の行動は結局のところ人事院に対する威嚇が目的であったと解釈するほかない。

### 議会制度を否定する葉梨議員

「政治的圧力」ではないかとの批判に対して、葉梨議員は次のように釈明している。

「次の総選挙後の政治情勢がどうなっているか、私には分かりかねるが、この秋の臨時国会で、突然、『冬季のボーナスを、夏冬分を合算し大幅に減額します』といった法案を提出して、11月30日（給与法は、12月1日までに施行されなければ冬のボーナスを変更できない）までにすんなり通るだろうか。法律が通らなければ、公務員には夏も冬も、ボーナスが満額支給されることとなる。これでは国民の納得は得られまい。」

次の衆議院選挙での与党敗北を覚悟したうえで、今のうちなら国家公務員法蹂躪行為も可能だというのである。

もし法律が通らずに減額ができなければ「国民の納得は得られまい」というのは、選挙結果への国民の意思の反映を否定する見解である。現在多数派としてその恩恵を十分に活用している与党の行動とも矛盾する。

法制度の蹂躪に頓着しない葉梨議員は、さらに議会制度の根本をも否定しているのである。

### 都道府県人事委員会が追随

この人事院勧告を受けた国会と内閣が国家公務員の給与を改定する法的措置をとる以前に、はやくも全国の都道府県人事委員会は、地方公務員のボーナス減額の勧告を都道府県議会と知事に対しておこなった。

茨城県人事委員会も、人事院勧告の2週間後の5月15日に勧告をおこなったが、その前提となるべき県内の民間企業のボーナスについての独自調査は一切おこなっていない。

すなわち、「〔人事院は〕本年の夏季一時金の全体状況を精確に把握することができないことから、暫定的な措置として6月期の特別給の支給月数の一部を凍結することが適当と考え、勧告した」としたうえで、「本県に所在する民間企業の本年の春闘妥結状況をみても一時金は、昨年と比較して大幅に減少している傾向にある」として減額勧告をしたというのである（[www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/iinkai/jinji/](http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/iinkai/jinji/)

kankoku/H21/02honbun.pdf）。

独自調査もなしに、精確性がかける調査のうえに出された人事院勧告を模倣して勧告をおこなった、と正直に告白しているのである。まことに驚くべきことである。

### 民間の労使交渉に影響

葉梨議員はこう言う。

「私たち国会議員は、国民の代表者であり、特に国家公務員に対しては、株主ないし使用者に当たる。」

日本国は、商法にいう営利を目的とする社団としての株式会社ではないから、国会議員が「株主」や「使用者」だという比喻は成り立たない。しかし、葉梨議員や与党が、営利企業の「株主」や「使用者」の経済的利益のために行動しているという意味であれば、この言明は妥当である。

大企業でさえ半数以上の企業においてボーナス額の決定前であるこの時期に、公務員のボーナス額の引き下げ（「凍結」）をおこなえば、どういう結果になるだろうか。結局のところ、今後労使交渉を経て確定するであろう、実人数にして8割以上の全国の労働者のボーナス額を引き下げ効果を果たすことは間違いないだろう。

県当局（知事）は、県人事委員会勧告にしたがい、給与条例改正を県議会に提案することとしている。3.5%カットが終了した直後のかさねての不当な引き下げ措置であり、きびしく批判されるべきである。 ☼

## 茨城大の更新講習はあっという間に定員超過

### 茨城大“圧勝”、筑波大“惨敗”

5月11日、茨城大学の教員免許更新講習のうち、夏期休業期間中に実施されるI期分の予約受付が開始された。NECのKuasシステムは改善が施されたらしく、4月2日の東京学芸大学、4月10日の筑波大学のような混乱は起きなかったようだ。

申し込み開始直後の9時台に、必修A（2日＝12時間）の500人分はほとんど定員いっぱいとなり、10時台には100人以上がキャンセル待ちとなった。選択B（1日＝6時間）、選択C（2日＝12時間）も一部講座を除いて、定員に達した。開始24時間後（5日12日午前9時）には、必修Aのキャンセル待ちが300人近くにのぼった。

I期分の予約は5月22日まですべて締め切られ、選択の2講座で数名分定員を下回ったほかは、すべて定員に達した（[www.kuaskmenkyo.necps.jp/ibaraki/KamokuEntryKakunin.aspx](http://www.kuaskmenkyo.necps.jp/ibaraki/KamokuEntryKakunin.aspx)）。

いっぽうの筑波大学は必修A（2日＝12時間）で定員に達したのは、夏期休業中のつくばキャンパスの300人分のみで、6月の土曜日曜・つくばで78人、8月の東京茗荷谷で154人、10月末の土曜日曜・つくばで225人もの不足を生じている（定員各300人。5月24日現在）。

選択B、C、Dでは、定員に達したのはごく一部で、申し込

みが2人、3人の講座がたくさん生じている。ゼロもある。茨城大の受付開始後には、キャンセル待ちが大幅減少した（[www.kuaskmenkyo.necps.jp/tsukuba/KamokuEntryKakunin.aspx](http://www.kuaskmenkyo.necps.jp/tsukuba/KamokuEntryKakunin.aspx)）。

### 県内の夏期休業中講座は満杯

筑波大の目を覆いたくなるような不振と、茨城大への希望集中。ある程度見通しは持っていたが、現実には予想以上だったといえる。

それにしても、茨城大のキャンセル待ちが300人というのは深刻である。本県の場合、県南・県西居住者の一部を除いて、他都県での講座を毎日、日帰りで受講するのはほとんど不可能である。来年度への繰り延べは、あらたに52歳・42歳・32歳グループが加わり、一層の競争激化が見込まれるから、危険である。この数百人のほとんどは茨城大の「II期」（10月から12月）など学期中の土日か、インターネット・放送による講座の受講を余儀なくされる。

### 十年研による認定と、県教育委員会による講習実施を

岐阜県教委、岐阜市教委、秋田県教委、山梨県教委、名古屋市教委、鹿児島県教委、鹿児島市教委について、第5回認定分としてあらたに岩手県教育委員会が更新講習を実施することに

なった。夏期休業期間中に盛岡市で500人分の講座を実施するという。しかも、受講料は無料である。他県の教育委員会が続々と申請しているなか、茨城県教育委員会は、施行2か月を経過するなか、いまだに具体的方針を示していない。

1年あたり約2000人余の対象者のうち、3分の1（33歳）は「十年研」による更新とすればよい。残りの最大でも700人程度について実施すればよいのである。他県にできて本県で不可能な理由はない。

300人が行き場を失っているのだ。茨城県教育委員会に、早急に方針を示すよう求める。☼

### ■教員免許更新制 もうひとつの混乱要因

新型インフルエンザ問題で大学が実施する講習に依存することの問題が浮き彫りになった。

ここ2週間ほどの動きからもわかるように、新型インフルエンザは、たとえ「弱毒性」であっても感染が始まった地域では必ず休校措置が実行される。第2波の流行となれば規模と期間は飛躍的に拡大する。これが「強毒性」ともなれば、さらに長期間の休校措置がとられる。

休校措置の対象となった場合、大学における更新講習の日程変更は現実には不可能であり、休校即中止となるだろう。

茨城県教育委員会の無為無策は許されない。☼